

# 芸術運営に対する音響教育の役割\*

羽藤 律 (桐朋学園芸術短期大学)

## 1 はじめに

桐朋学園芸術短期大学は2年制の芸術短期大学で、音楽、演劇、ステージ・クリエイトの3専攻から成っている。2年間の短期大学卒業後には、専攻科が設置され、より深い専門的知識や、技能を身につけることを目的としている。本学では、演奏家や俳優等のキャストの育成に加え、特にステージ・クリエイト専攻において、スタッフの育成に主眼をおいている。もちろん、キャスト志望の学生でも、スタッフの勉強もすることができ、スタッフ志望の学生でもキャストの勉強をすることができる。スタッフとは、主に舞台監督、照明、音響、美術といった舞台に関する専門的知識や技能を持った者、また、芸術文化事業の企画、運営を行う専門的知識を基礎としながらもイベントや舞台芸術の企画、運営を行う者、その両者を含んでいる。本稿では、本学における音響教育の一部を紹介し、今後の課題や展望について論じたい。

## 2 サウンドスケープ論

実際に受講する学生は、文科系の学生のみといってもよい。サウンドスケープ論は、短大の2年間における最初の授業でさまざまな音を聞き、文科系、理科系という学問領域にこだわらず、身の回りの様々な音に注意し、音に対する興味、関心を深めることを目的としている。内容は、音の客観的に捉え方を学ぶものである。

具体的には、次の内容が含まれている。

- (1) サウンドスケープとは
- (2) 音の基本的な考え方 (振幅、波長、周波数)
- (3) 音の強さ (dB について)
- (4) 等価騒音レベルと環境基準
- (5) 音の錯覚
- (6) 音の物理的性質と心理的印象
- (7) 音の感覚・知覚、認知、注意、記憶

- (8) 建築音響 (ホール音響を中心に)
- (9) 音環境の擬音による表現と事象の把握
- (10) 民族音楽学との関係
- (11) 音のオブジェの設計
- (12) 楽器作り
- (13) まとめ

ここでは、音の物理的指標が心理的印象に及ぼす効果など、環境騒音や音楽の特徴と心理的印象の関係と定量的に対応させることに重点をおいている。さらに、様々な環境騒音のあふれるフィールド (実篤公園 (Fig.1)、商店街、均一したデザインの建築物が集合している通り等) に出かけ、様々な生音を注意して聴き、事前には予測できなかった様々な音があふれていることに気づこうとするものである (Fig.2, Fig.3)。最後に、音のオブジェや様々な楽器 (Fig.4) を作成し、個性の違いを楽しみながら学ぶ。

ここで、dB や Hz といった音の強さの単位や、周波数の単位の定義、さらにはデジタル信号処理の基礎について、ここで初めて知ることになる。これらの単位は、サウンドスケープの授業1回で完全に理解するのではなく、音響法、舞台芸術の制作、映像制作の授業にて、2年間のうちに何度も確認の機会を得ることができる。



Fig.1 An example of field(Saneatsu Park).

\* The roles of education in acoustics for arts management at Toho Gakuen College of Drama and Music, by Tadasu HATOH(Toho Gakuen College of Drama and Music).

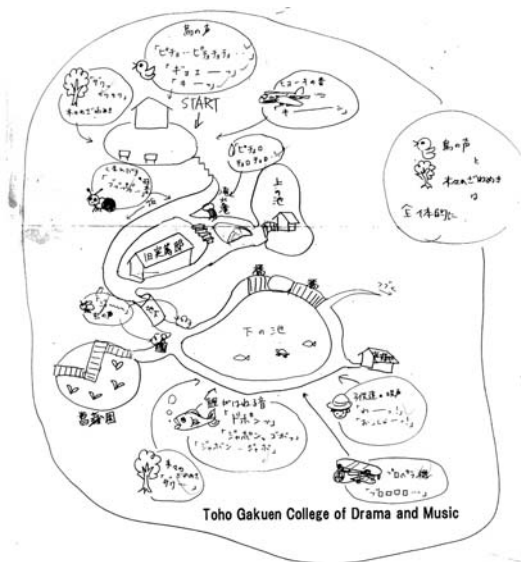


Fig.2 An example of hearing in Saneatsu park.



Fig.3 Cognition of each event with time and sound level.



Fig.4 Making of castanets.

### 3 舞台芸術の音響

舞台芸術の音響は、本学の山中洋一非常勤講師が音響法の授業として担当している[1]。音響法Ⅰにおいては、音響卓の取り扱いや、スピーカーの調整の仕方、また用途の違いによるマイクロフォンの選び方等で音を拡声（PA）するための基本的技能について学ぶ。内容は、

- (1) 音響調整卓の操作／取り扱い
- (2) スピーカーの調律（チューニング）の実習
- (3) ナレーションの拡声（PA）の実習
- (4) リバーブ（残響）について
- (5) マイクロフォンについて
- (6) 楽器音について
- (7) 音質の評価法

である。

音響法Ⅱにおいては、音の物理的側面と感覚的な側面を学ぶと共に、効果音や選曲による音響効果デザインの基本手法、実習としてマルチ録音された音楽のミックスダウンを行い、サウンドの違いを識別する能力を養おうとするものである。

内容は、

- (1) 音の物理的考察
  - (2) 音の感覚的考察
  - (3) 効果音／選曲について
  - (4) マルチ音源を使つての音楽ミキシングの実習
  - (5) サウンドとは
- である。

この授業は音響を基礎的な舞台技術の能力として学びたい学生のための基礎となる授業である。

加えて、アナログ音響卓、デジタル音響卓各々の仕組みと操作法、音響ケーブルの種類と取り扱い方に関する講義、さらに音声編集での主流となっている、Pro Toolsによる録音、編集についての講義も併設されている。

#### 4 舞台音響の制作

各期末（7月と1月）には、実技科目（ボイストレーニング、ミュージックプロデュース、朗読、ダンス等）を受講した学生がキャストとなり、それ以外の学生が交替でスタッフとなり、学生自らがプロデュースしたものを外部に発表する実技発表会(Fig.5)、本学の八ヶ岳高原寮（山梨県北杜市）の教室を小劇場として地域の観客を対象にレビューの公演を行ってきた合宿活動(Fig.6)、さらに公立劇場（東京芸術劇場、三鷹市芸術文化センター、吉祥寺シアター、調布市せんがわ劇場（予定））を利用した卒業制作において、実地の研修を行うこととなる。どの公演会場へ行っても、仮設の音響卓を設置し、その場に応じたプランニングと、臨機応変な操作が要求されるため、基礎的な理解力と、応用力がよく求められる。さらに、舞台監督、照明、美術等の他のセクションと、場所と時間をやりくりしながら、仕込み、サウンドチェック、リハーサル、ゲネプロを行うため、音響分野のみならず、他部門の進行内容の高度な理解や正確かつ迅速なコミュニケーションが必要とされる。



Fig.5 A leaflet of presentations of exercises.



Fig.6 Actual training in Yatsugatake.

#### 5 芸術制作との関連

舞台芸術の入門者にとって、最も入りやすいジャンルがクラシック音楽のコンサートともいえよう。クラシックのコンサートの企画において、ホールの響きは大きく影響を及ぼす。よって、制作者を志す学生は建築音響の基礎的な知識を習得する必要がある。芸術制作・運営の授業は、たとえば筆者が担当している「地域コミュニティと芸術運営」で次のように展開していく。

- (1) 芸術活動を地域に普及するための組織的アプローチ（コンサート、ワークショップ、アウトリーチ）
- (2) クラシック音楽の会場の施設・設備の条件（建築音響を含む）
- (3) クラシックフェスティバルの具体例とプログラム
- (4) フェスティバルのスケジュールと会計について
- (5) ベートーベンの第9交響曲の制作を例として
- (6) 公的助成金のしくみ
- (7) ヨーロッパにおける芸術運営（組織的事業展開）
- (8) プロのオーケストラ奏者による講義（これからの制作者に望むこと）
- (9) インターネットによる地域文化活動の調査
- (10) 地域活動の実践 (Fig.7)
- (11) まとめ



Fig.7 An example of outreach activity (Sugita Theater in Yokohama City).

特にクラシックコンサートにおいては、演奏会場の音響条件が、聴く側にとっても演奏する側にとっても重要であることは間違いないと考えられる。また、クラシックの専門ホールは、舞台設備や照明設備の関係で、それ以外の舞台芸術の用途に使うことは相当な工夫も必要となる。すなわち、企画者にも広い知識や経験が必要不可欠なのである。

加えて、ホールはそれぞれの特別な事情を持つことが多い。例として、室場間の音漏れを上げることができる。このような音が聞こえる場合、いかにレベルの低いものであっても、聴き手からの苦情の原因となることもある。それを防ぐため、ホールの運営者は事前に利用者からヒアリングし、運用でそれを回避することも重要といえよう。制作者も同じく会場選定から、運営に至るまで、音響条件にも留意することが必要であろう。ホールの管理運営者も同じであって、音響のみではなく、舞台技術、環境整備や受付のスタッフとよりよい意思疎通を図ることも重要と考える。

## 6 まとめ

本稿では、多面的な音響教育の具体的なアプローチを紹介した。そして、芸術運営にとっていかに音響教育が必要不可欠なものであるか論じた。具体的には、音響に関する知識はホール建築のみならず、運営にも強く関連しているのである。さらに、ホールの管理、運営スタッフは、これらの両者に加え建物の維持・管理に精通したより専門的なスタッフ

といえるのかもしれない。

2003年6月の地方自治法第244条の改正にともない、同年9月に施行された「指定管理者」制度は、2006年9月までの移行期間が終了し、全国の公立文化施設は、「直営」もしくは「指定管理者」のどちらかに移行した。

その効果として、

- (1) 文化政策のなかの施設の設置目的や位置づけが明確となったこと
- (2) これまで運営された財団などに危機感が生まれ組織の活性化が行われるようになったこと、
- (3) 地域の団体との連携の活性化が生まれるようになったこと等が挙げられる。

その反面、課題として、

- (1) 昨今の厳しい経済状況を背景に住民サービスの向上を置き去りにした経費節減への偏重がみられること
- (2) 長期的な視野に立った事業の実施、事業の継続性の確保、社会環境の変化に応じた柔軟性の発揮が困難になっていること
- (3) 地域の芸術家・団体、住民グループ等との長期的なネットワークなどを継承できない恐れがでてきていること、
- (4) 専門的人材の新規雇用、雇用の継続や雇用の継続や、人材育成などへの長期的な戦略が描けないこと等が浮き彫りとなってきた[2]。

指定管理者選定の現場、行政における指定管理者の選定委員会においても、自主事業の企画・運営能力のみならず、マネジメント能力を持った人材による施設の弾力的な運営、照明・音響・舞台芸術に精通した人材の育成の重要性も指摘されている[3]。

このように、芸術文化の運営に関する継続的な人材育成が難しく、その道への門戸もより狭いものとなってきている。今後、芸術運営の現場に人材を送り出す側としても、一層の工夫が必要とも言えよう。

参考文献

[1] 桐朋短大シラバス, 2008.

[2] 財団法人 地域創造編, “指定管理者制度における公立文化施設の運営と財団のあり方に関する調査研究”, 財団法人地域創造, 2008年3月.

[3] 調布市ホームページ, 2008.